

税収確保アクションプラン

平成18年3月



． 対馬市の現状と課題

本市の基幹税目である個人市民税と固定資産税の税収確保は極めて厳しい環境にあり、市（町）税収入額は平成11年度の34億5千3百31万8千円をピークに年々減少し、徴収率も低下が続いている。この徴収率低下に歯止めをかけ、市税収入の確保に努めることが緊急かつ最重要課題となっている。また、政府の三位一体改革による地方への税源移譲により、低所得者層に対する課税分が増えると予測されるため、新たな滞納者を増やす要因となりかねないことも懸念される。

市税の徴収については、景気低迷を反映し低下傾向にあるが、滞納市税の解消は、負担の公平性の観点からも重要な問題であり、地方税法に基づいた毅然とした徴収体制が、納税者の不公平感をなくし、市民の自主納税を確立していくものと考えられる。

このため、今後、徴収体制を整備拡充し、滞納者に対する収納対策を強化することにより、徴収率の向上を図ることが必要である。

． 実施期間

このアクションプランの実施期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

． 徴収確保のための施策

1． 組 織

現状・課題	市県民税及び固定資産税（土地・家屋）の課税を各支所で行っているため、本庁支所間のやり取りで時間を費やすことや、各支所間の固定資産評価のバランスをとることが困難。 専門的に滞納処分を実施する体制ができていない。 徴収確保は、全庁的取り組みが不可欠という意識がない。	実施時期				
		18	19	20	21	22
実施内容	各支所で課税している市県民税、固定資産税（土地・家屋）などを本庁で行うことにより、効率化と支所間の土地・家屋評価のバランスの均衡を図る。	実施				
実施内容	収納対策室を新設し、悪質及び高額（100万円以上）の滞納者に対し、時機を失することなく厳正な滞納処分を実施する。	実施				
実施内容	市長を本部長とする税収確保推進本部を設置し、全庁的な税収確保意識の醸成を図る。	実施				

2 . 人材育成

現状・課題	滞納処分については、今まで実施件数も少なく、専門知識を有する税務職員もいない。					
実施内容		実施時期				
		18	19	20	21	22
短期的な育成	差押えや換価等の滞納処分の指導者として県からの専門職員の派遣を受け、その指導助言のもと滞納処分に関する専門的知識、技能を習得する。	検討	実施			
	県等の実務研修への職員派遣や、徴収事務研修の実施等により、滞納処分など、徴収事務に関する専門的知識、技能を習得する。	検討	実施			
長期的な育成	差押えや換価等の滞納処分は専門的知識を有するため、中・長期的に担当する。	実施				

3 . 適正な課税

現状・課題	市県民税及び償却資産の未申告に対する申告指導が未徹底。 地籍調査完了地区でも調査後の地積が調査前の地積より大きい場合は、従前の地積で課税。 居所不明者の実態調査について、市民課（戸籍担当者）と連携が取れていない。					
実施内容		実施時期				
		18	19	20	21	22
市県民税の未申告者に対し、文書・訪問等による申告指導を強化し、未申告者ゼロを目指す。		実施				
償却資産申告書の未提出者に対し、電話・訪問等による申告指導を強化し、全件回収に努める。 また、税務署において、個人については確定申告書の添付資料、法人については法人税申告書の添付資料と付け合せによる調査を行う。		実施				
地籍調査完了地区においては、地籍調査後の登記簿地積により土地の課税を大字単位で実施することを検討する。		検討				

18年度からの3ヵ年で全地区の土地・家屋一斉調査を実施し、地目、小規模住宅用地及び家屋の評価（賦課）漏れ・滅失等の確認を実施する。	実施				
軽自動車税滞納者への臨戸徴収の際に、廃車等の実態調査を行い、実態に応じた課税を実施する。	実施				
市民課（戸籍担当者）と連携し、居所不明者の実態調査を行い、実態に応じた課税を実施する。	実施				

4．自主納税の推進と納税環境の整備

現状・課題	納税義務者に占める口座振替への加入率が12%と少ない状況にある。共働きの納税者が納付しやすいように、平日の昼間だけの窓口ではなく、夜間、休日にも窓口を開設する必要がある。地域や業種により納税意識の相違がある。					
	実 施 内 容	実 施 時 期				
		18	19	20	21	22
	広報紙・有線テレビ・電話・臨戸により口座振替加入の促進を図る。	実施				
	平成18年度から、6月、9月、12月、翌年3月の第2土・日曜日における休日納税相談窓口及び第2週目の月～金曜日17時から20時までの夜間納税相談窓口を開設する。 〔他窓口業務についても税務と同様に休日・夜間の窓口開設を関係課と協議する。〕	実施				
	有線テレビを活用し、税収確保PRを実施する。	実施				
	税務署と共同で平成18年度からの3ヵ年で全中学校を回り、全生徒を対象とした租税教室を開催する。	実施				
	広報、ホームページ等を活用し、小学校区単位の徴収率を毎年度公表する。	実施				
	市の政策を積極的に公表するなど、市に対する市民の信頼の醸成を図る。	実施				

5 . 徴収の管理

現状・課題	初期滞納者については、財産調査は実施していない。 未納の分析や分類が行われていない。				
実 施 内 容	実 施 時 期				
	18	19	20	21	22
関係各課と連携して、市税等の滞納者に対する行政サービスの制限を平成18年6月までに検討し、税込確保推進本部で決定のうえ7月から実施する。	検討 実施	実施			
5月、8月、12月、翌年3月を徴収強化月間とし、課税担当者も含めた税務職員全員、またはその他の職員の応援も得ながら臨戸徴収を実施する。	実施				
進行管理を徹底するため、年度当初に支所毎の徴収事務における年度末目標値を税目毎に設定するとともに、毎月、前年度の徴収率と比較、検証を行い、前年度より徴収率が下回った支所がある場合や目標未達成の場合には、毎月の定例徴収担当者会議において、その原因の解明と対処策の検討を行う。	実施				
初期段階滞納者を含む全ての滞納者の臨戸訪問や財産調査を実施し、徹底的に実情を把握と分析を行う。	実施				
分納誓約者に対する納税状況の履歴監視を行う。	実施				
税外徴収担当課と連携し、情報の共有化を図り、滞納者の状況の把握に努める。	実施				
長崎県対馬地方局税務課と協議し、地方税法第41条第3項（必要な援助）及び同法第48条（徴収及び滞納処分の特例）を活用する。	実施				
税務署、長崎県対馬地方局税務課との滞納整理に関する連絡会議の充実化を図る。	実施				

6 . 滞納処分

現状・課題	<p>滞納整理事務マニュアルも策定されておらず、滞納処分の基準などに不明確な部分がある。</p> <p>専門的な知識を持った税務職員がいないため、不動産の差押え件数が少ない。</p> <p>動産（物品）の差押えを実施していない。</p>					
実 施 内 容		実 施 時 期				
		18	19	20	21	22
滞納整理事務マニュアルを18年度上半期までに策定し、本庁と支所の役割分担、滞納処分実施基準等を明確にし、効率的な滞納整理を図る。		策定 実施	実施			
新規滞納者と早期接触を図り、滞納者の生活状況を見極めた早期滞納処分を図る。		実施				
差押えた物品等の換価を促進し、またインターネットによる公売を平成19年度までに検討し、平成20年度から実施する。		検討		実施		
悪質・高額滞納者については、10月から11月にかけて長崎県対馬地方局との共同催告、滞納処分を実施する。		実施				
滞納処分の執行停止の要件に該当するものについては、迅速かつ適正に処理を行う。		実施				

・ 成果の公表

アクションプランの実施成果を市ホームページ等において毎年度市民に公表していきます。

・ 目標とする徴収率・収入額

(単位：%、千円)

			平成 16 年度 (決 算)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
市 税	現 年	徴収率	96.9	97.1	97.6	97.9	98.0	98.3	98.4
		収入額	2,944,048	2,882,862	2,964,228	3,029,674	3,024,266	3,029,563	3,030,243
	滞 納	徴収率	12.4	13.5	19.5	20.0	20.5	20.6	20.6
		収入額	43,462	59,737	91,657	90,153	87,276	82,432	76,377
	合 計	徴収率	88.1	86.2	87.1	88.0	88.6	89.4	90.0
		収入額	2,987,510	2,942,599	3,055,885	3,119,827	3,111,542	3,111,995	3,106,620
	計画を実施することによる効果額				56,781	59,232	54,273	54,298	47,137
国民健康 保 険 税	現 年	徴収率	90.1	92.0	93.5	95.0	95.0	96.0	96.1
		収入額	1,425,261	1,493,265	1,555,550	1,620,018	1,660,518	1,719,948	1,764,782
	滞 納	徴収率	16.0	17.0	19.0	19.0	20.0	20.2	20.2
		収入額	73,544	90,633	108,746	108,631	109,675	106,271	99,281
	合 計	徴収率	73.4	73.5	74.4	75.9	77.1	78.8	80.1
		収入額	1,498,805	1,583,898	1,664,296	1,728,649	1,770,193	1,826,219	1,864,063
	計画を実施することによる効果額				68,320	84,358	77,728	85,509	74,852

税収確保推進スケジュール（適正な課税）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
課税客体の把握	市県民税	⇔ 申告書等の整理、未申告者の把握			⇔ 申告指導及び賦課								
	固定資産税 （土地・家屋）	地積調査完了地区における登記面積課税を検討											
		土地・家屋一斉調査（平成18～20年度）											
		土地：地目、小規模住宅用地の確認等				家屋：未評価・滅失家屋の確認等							
	固定資産税 （償却資産）	⇔ 確定申告書との比較（個人分）			⇔ 法人税申告書との比較（法人分）		⇔ 未申告者に対する申告指導						
	軽自動車税				⇨ 軽自動車の廃車実態調査								
	⇨ 軽自動車税滞納者から徴収の際に調査を行う。												
その他	⇨ 居所不明者の実態調査												
	居所不明者の実態調査を戸籍担当者と連携をとって実施する。												

収確保推進スケジュール（滞納整理）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
徴収月間等	徴収強化月間 (本部長：市長)												
	定例徴収会議												
	休日・夜間納税相談窓口開設												
	重点：現年分 重点：滞納分 年末徴収等 年度末徴収等												
滞納整理	納税担当 徴収(主に現年分)												
	収納対策室 (100万円以上の高額滞納者及び悪質滞納者を担当)												
	滞納者への行政サービスの制限実施 (関係課と協議)(平成18年度のみ)												
	課税担当 課税担当を含む徴収												

- 1) 定例徴収会議は、効率的な滞納整理の進行管理を行うため定例的に全支所を集め会議を行う。
- 2) 休日・夜間の納税相談窓口は、6月、9月、12月、翌年3月の第2土・日曜日及び第2週の月曜日から金曜日の20時まで開設する。